

尼崎市史古代・中世史料補遺（五）

天あまの野
樋口ひぐち 忠ただゆき幸
健けんたろう太郎

〔室町時代 Ⅱ〕

三三九 安富盛淑請文 久我家文書

〔『兵庫県史』史料編中世八〕

請文

撰州武庫郡大嶋庄本所分代官職事

一 当年者御年貢五分一可進納事、

一 自明年者当国乱中之間、参分一可進納事、

一 当国静謐候者、御年貢五分一給之、地下所在分嚴密可執

沙汰事、

一 錢足事、可為同前、

一人足事、随御用雖何時可召進之、

右条々背請文之旨候者、不日御代官職可有御改動者也、

仍状如件、

〔四七六〕
文明八年五月三日 安富修理完 盛淑（花押）

〔通博〕
久我殿

御奉行所

三七〇 室町幕府奉行人連署奉書写 大乘院寺社雜事記

春日社兼興福寺領撰津国山路・加納并武庫恒松村・稲垣村
西小屋・富松・浜郷・倉垣等事、為嚴重之神事法会料所之
上者、早退押妨之族、可被沙汰付寺門雜掌之由、被仰出候

也、仍執達如件、

文明十
六月卅日

(飯尾)
為信判

(布施)
英基判

守護代

三七一 室町幕府奉行人連署奉書写 宝鏡寺文書

〈『室町幕府文書集成』奉行人編上〉

撰津国瀬河・桜井・秋永・常吉等半分事、櫛葉近江守豊清
進置之上者、御知行不可有相違之旨、可令申入給之由、所
被仰下也、仍執達如件、

文明十年八月四日

(飯尾為信)
加賀守 (花押)
(飯尾元進)
大和守 (花押)

南御所御雜掌

三七二 親長卿記

〈『増補史料大成』〉

(文明十一年四月)
廿七日、晴、出境宿乗船、着酒部宿、
(益富近江)
(入道宿)

廿八日、陰、及晚雨下、早且立酒部宿、着有間湯山湯治、

(毎日六七度湯)
(夜二度也)

於路次卯花盛也、在所聞郭公、
かぎりあればけふそき、つる郭公うのはなかけをなきて

出らし

三七三 親長卿記

〈『増補史料大成』〉

(文明十二年五月)
十二日、雨下、自湯山罷出、詣坂部宿、及暁晴、

十三日、晴、早且白坂部宿詣尼崎乗船、着泉境南昌菴、
(午後)
(許也)

三七四 安倍盛俊書状案 壬生家文書

〈『兵庫県史』史料編中世八〉

尚々、其方無案内候間、毎々音信不申候、承候、非本意候、口宣
等之事重、而可被申候、

預先日御状候、不得好便候間、御報遅々恐存候、仍宇佐
木保司米之事、未給候、意得申候、去年七月末比にて候
哉、到来候、其後兔角仕案内不申候、只今送状并算用状副
進候、此分御請取給て渡可進候、又去月重而未進分到来候
間、送状同進候、是ハ尼崎辺之当取之子細に米共九十余石
押領仕候間、寺門迷惑候、定而始終者可属無為候、然者ふ
と案内可申候、其時取可給候、仍国より送状者而通令進
候、就中彼国忍之事、造司職并寺僧衆官位等之事、
公方様へ可有申御沙汰候、猶々近年事、自他無案内候ま、
無其儀候、於向後者被得其意候者、可目出候由、自寺門

能々可申旨候、恐々謹言、

七月一日

盛俊判

壬生殿御報

油倉(東大寺) 文明十二八 一到来 遣大内方、

申子細在之、舜行来寺務方云々、

三七八 大乘院寺社雜事記

七日(文明十四年七月) (中略)

三七五 政所賦銘引付

《室町幕府引付史料集成》上

飯加 甘露寺家雜掌

同日(文明十三年十月七日)

撰州湖江庄泉涌寺領 就代官職之儀矢倉兵庫助引違分千疋事、

返弁之処、

三七六 政所賦銘引付

《室町幕府引付史料集成》上

一 伯二位家雜掌

中掃大(文明十三年) 十一 廿五

廣田杜領撰州橘御園内地頭恒富代官職事、令契約前田兵

庫助之処、十余年不遂算用、過分号有借錢、可預御糺明

云々、

云々、

三七九 撰津国寺社本所領并奉公方知行等注文

蟻川家文書《兵庫県史》史料編中世九

三七七 大乘院寺社雜事記

一 昨日官領(文明十四年閏七月十日)左衛門督自尼崎乘船押渡于泉州石津、為紀州

入国歎、百三十余騎云々、不及相待越中勢者也、古市所(備前)

二 注進并舜行房説也、両方説一同上者実説也、自明舜方

一 相国寺領

中庄 不知行

一 大徳院領

橘御園地頭職并散在 当知行

(中略)

一雲居庵領

杭瀬庄 不知行

(中略)

一同清住院領

浜田庄一円 号妙玉、同蓬川橋實并持地院・念仏寺

等 不知行

(中略)

一浄土寺門跡領

橘御園本役 不知行

一南都尊勝院領

椋橋庄 不知行

(中略)

一三条中納言侍従家領

院御庄内 溝杭 鮎河
茨木 戸伏

(後略)

富松庄 不知行

○文明十四年頃のものと思われるので、しばらくここに収める。

三八〇 摂津国寺社本所領并奉公方知行等注文

蜷川家文書〈『兵庫県史』史料編中世九〉

摂州社領人給分等

一八〇宮領

中嶋内淡路庄 木代庄内小松名 不知行

一春日社兼興福寺領

桜井郷 萱野郷 吉志部村 三宅村 沢良宜村 穂積

村内行恒名 水尾村 田能村 吹田 西条牧 難波浜

郷 六車郷 菅井村 熊野□村 山道 加納庄 東

富松郷 西小屋庄 武庫庄 宮原北庄 三嶋庄 六車

郷内走井弓場跡 桜井郷刀禰職 不知行

一鴨社領

鵜殿三嶋江関半分 小野庄内下司・公文両職本役 長

洲御厨 号尼崎、不知行

(後略)

○文明十四年頃のものと思われるので、しばらくここに収める。

三八一 細川政春寺領寄進状 大徳寺文書

〈『兵庫県史』史料編中世七〉

寄附

摂津国武庫郡内田近村之事、為長蘆院殿誠中理訓禪定尼追

善、所寄附也、永代可令全知行之状如件、

文明十五年卯四月五日

政春(花押)

長蘆院住持

嶋之内賀嶋ト云所へツキテ、其レニテ一泊シテ(中略)

文明十五年九月十七日

三八二 本願寺蓮如撰州有馬湯治記

広島大谷派本願寺別院文書

〔兵庫県史〕史料編中世九

文明拾五年八月廿九日為湯治、撰州有馬郡二下向ス、在所
ハ雍州^宇治郡山科之内野村之里ヲ早旦ニ出、(中略)同十^{九日}
四日ノ早朝ニ米谷ヲタチテ、ハルく、トアル松原ヲフミ
ワケ行程ニ、音ニキ、シ井^(第名野方)トリ野ト云所ヲトリヌケハス
キユキケレハ、小^屋野々寺モ程チカク見ワタセハ、ツ、
ミノキワニ小屋^(屋)ノ池^(池)ヲハタヲトヨリ、打ナカメユクホト
ニ、尼カサキヲハトヲク右ニ見オクリテユクマ、ニ、ツカ^(塚)
口ト云フ。所ニ輿^{タカキ}ヲタテ、遠見シケルホトニ、アマリノ
オモシロサニ、シハラク休息シケリ、ソレヨリシテユクホ
トニ、サカ部^(酒)・若王寺ヲトヨリ、天楽^(鬼)ツ、ミヲ打ナカメユ
クホトニ、カンサキ^(神)ノ渡^(橋)ニテ屋形舟^ヲヲコシラヘテ、数盃^ニノ
興^ノミニテアソヒシカハ、イツトナククラハシト云所チカ
ク、舟ヲコキノホセ、ツ、ミキワヲノリテユクホトニ、中

三八三 政所賦銘引付

〔室町幕府引付史料集成〕上

一 南禅寺少林院雜掌 | 十二 十八 進藤与四郎
^(前) 同前^(前) 〔文明十六年〕

末寺撰州橘御園光明寺・同寺領等事、帶 御判已下証
文、当知行之处、暫時之看寺領内尅町余号令沽却、押妨
之族、可預御成敗云々、

三八四 通玄寺寺領目錄写

曇華院殿古文書

通玄禅寺領所々目錄事

加賀国味智郷

同国嶋田保

播磨国福田保西条方

撰津国潮江庄散在

同国難波村并別所

右具在前

文明十七年二月廿四日

入寺住持性舜(花押) 下ニ朱印アリ

三八五 森敵庵知行諸役諸年貢等注文写

彰考館所藏北河原森本文書

〔『兵庫県史』史料編中世九〕

森敵庵知行公方本役処々諸年貢米錢等之

合 御園本役加徴升

公田三段半 本役一石一升八合五勺 反別二斗九升二合

一色三段 本役一石九斗五升 反別六斗五升

以上二石九斗六升八合五勺之内 但公方よりせんめんゆく事あらハ、けんする事あるへく候

四斗三升九合 興法寺へはかるへし、公方より御きしん也、

四斗三升九合 森敵庵へ公方より御きしん也、

以上八斗七升八合これをひく、

定米二石九升五勺

佃四段 本役二石 但せんめんあらハ、反別五斗代

都合四石九升五勺二三合米これあり、

一斗二升二合五勺 斗別三合米四石九升五勺之分

総都合四石二斗一升三合之内

御役 一石 森殿方へはかるへし、つく田二反のふん

但三つかげし(分)(流用) 六斗御加地子ふん二りうようあるなり、

残捻合

三石二斗一升三合 本役御園森殿にて 名主よりあいて おさめられへ

本稻 本役 五斗二升二合ますハへち二これあり、三つあき

くしせん百文 なたひら用廿五文 ありてはかり

十三町二反 本やく八斗 本郷六反半二反別五升

おき

かちやう六反半に三斗二升五合 本郷六反半二反別五升

五十文 本役少路屋敷地頭 こそへの中殿方也、

夫二人 本役二升十文庵より出してやしきへさすへし、

三十文 十三町に出す、

百三十文 本やく庵やしき地子三月三日社頭○これを出す、

七文 山て出るなり、たしふちやう

五合 山ていわいなり、

三百文 本庵香銭 四月上了、

一御そのゝ人夫○里はん二上へきなり、

一年夫銭 反別三四五文あてなり、

一田地のたん銭ふちやう、この内はんふんハさく人さたす

へし、

此ほかりん時のたん銭くしハ、ミやうしゆよりあいして

さたむへきなり、

六人名主之次第

一番 禅楽寺
二番 森厳庵
三番 吉祥寺
四番 森本殿
五番 岡延殿
六番 高阜殿

本郷三斗四升一合之内
八升領家
六升一合法成寺米

五升加微
一斗二升番米

五方やくの地下(段)これなり、当庵(二)しらす一しゆ(公文)二くもん方
につつけして、御そのゝおさめこれなり、

一于蘭盆施餓鬼 七月十二日あき時也、

正月儀式

三日修正(餅)朔日(檀方来て餅)てんしん三てう一本
番匠(餅)さかな・さげ二てう一本
二升か、ミ

年内二節料物これをたつる 御日口
なり、

こそへの定使(餅)さかな・さげ二升餅

作子 一升もち一節、
但、随意

一常住餅二斗五升 酒二二斗

十二日 鎮守諷經 十四日開基無碍真公禪師

廿五日 開山大聖禪師忌

御園諸公事之次第 森厳庵之ツギ吉祥寺也、
三反サイノ木ノ田也、

今ハ森本殿諸公事
玉泉坊ニあり、
三度目ハ森本殿 同京上夫粮米ツギニ一円所出也、

是も三度目

坊士 ヌカ・ワラ可持、三度メハ森殿 小歩夫三度メ森本殿

懸索ワラ取可合、年夫錢 反別二四五文之 入草一年二二度、
内也、 一度森本殿

此外臨時之公事、同段錢ハ名主会合シテ可定也、

文明十七年乙八月六日 森本因幡入道 宗善注之、

三八六 樵大納言家御教書 久我家文書

当庄本所分事、今度 室町殿様御拝賀就御扨從御大儀、永
代被壳渡池田兵庫助候、然之上者、年貢・諸公事等、如
前々、彼方江可致其沙汰之由、被仰出候也、仍状如件、

文明十八 六月廿六日 基治(花押)

大嶋庄名百姓中

文明十八 六月廿六日 基治(花押)

撰州 大嶋庄名百姓中

三三七 某書状 泉涌寺文書

就潮江庄御公用事、為 公儀当庄被致御引替旨状被下候、
《『兵庫県史』史料編中世九》

雖非其儀候、如此候事、調已後則可返還中、万一書状延引候ハ、可為反古候、為其一筆令啓上候、恐々謹言、

七月廿八日

(花押)

泉涌寺御役者

参 侍者御中

○年未詳のため、しばらくここに収める。

三三八 新見莊政所弘経書状案 東寺百合文書

〔『兵庫県史』史料編中世六〕

〔弘経〕

新見庄政所殿御返事

当月十四日御注進状、同廿五日^{〔到着〕}候、

一御年貢錢拾貫文割符運上、御目出度候、仍請取、別紙進之候、

(中略)

一先立御年貢割符、あまか崎^{〔厄崎〕}・山崎など二候て誰々煩共候、さ候間、公平^{〔残力〕}□入へく候、於向後者、如此煩なる割符を給候て、非分の入足^{〔をハ〕}国より可有其沙汰候之由、可申旨候、

(中略)

一以前御使者、依割符煩、留置候、雖然、彼私之所用候とて伊勢刃候、下候以前、御返事をハ彼人下向之時可被仰付^{〔候其〕}分可得御意候、定御年貢等諸公事物^{〔等〕}早々年内ニ悉可有御寺納候、条々無其等閑候^{〔家〕}、寺家様御悅喜之由、能々可申旨候、恐々謹言、

十一月廿八日

〔弘経〕

○年未詳のため、しばらくここに収める。

三八九 某書状案 東大寺文書

〔『兵庫県史』史料編中世九〕

遙久不申入候、何事無御座候由、及承候、千秋万歳御目出候、仍二月堂牛玉五枚・壇供一面并油煙三^{〔燈〕}廷進入込候、御武運長久之御祈祷之事、無懈怠、致其沙汰候、就中、長洲庄之事、従々々年者、乾方上意掠申候、半分知行候之処ニ、於堂納分仁、一向無其沙汰候、既仁去々年反錢等之儀、一粒不致其沙汰候、言語道断之惡逆共候、上意半分直納可申候通、御下知候、然処ニ去々年より半分ツ、直納之段、催促申候処仁、雖未及算用候、大綱之儀、減少之様仁候歟、

間、去々年々貢之儀、^{〔雖不能算用〕}減少候様ニ候、可然様仁御意見候

て、早々運上可為御興隆御專一■、同去年反錢之儀、一向

無堂納候、於半分御下知候之儀者、廿七貫五百文之事ハ速仁可有堂

納候之処、一向不非是非候、可然様仁參川方得仰付候被て当

着可目出候不及「御沙汰、無堂納候」

○年未詳のため、しばらくここに収める。

三九〇 河上五箇関錢月宛古記注進状

興福寺文書(春日大社)

〔兵庫県史〕史料編中世七

〔關所〕

河上五箇関料月宛目安事、

淀以下五箇関所者、依為古関、自往古月宛公平分、大都

治定之条、更無其隱者也、其内十・十一・十二并正・二月

者、一年中之内、規模之月々也、仍為散御不審、任前之

雜掌月宛注進之、

一 淀関料月宛

正月百貫文 二月九十貫文

四月六十貫文 五月五十貫文

七月六十貫文 八月六十貫文

十月百卅貫文 十一月百卅貫文

三月六十五貫文

六月五十貫文

九月八十五貫文

十二月百廿貫文

以上千貫文

仍自去年十月至今年二月五个月分五百七十貫文

一 禁野関料月宛

正月百五十貫文 二月百卅貫文

四月九十貫文 五月六十貫文

七月七十貫文 八月九十貫文

十月百八十貫文 十一月百八十貫文

以上千四百貫文

仍自去年十月至今年二月五个月分八百十貫文

一 渡辺・神崎両関料月宛

正月百五貫文 二月九十五貫文

四月六十貫文 五月五十貫文

七月六十貫文 八月七十貫文

十月百四十貫文 十一月百四十貫文

以上千五十貫文

仍自去年十月至今年二月五个月分合六百十貫文

一 兵庫目錢事、相对于余関々時令一倍云々、

以上四个関所之公平、去年十月以来至当年二月五个月

分、都合一千九百九十貫文也、於兵庫目錢者為彼一倍

之上者、五个関惣都合定三千九百八十貫文也、然者公

用之外、過上分既及九百余貫畢、被懸当雜掌可被召出者乎、

○年未詳のため、しばらくここに収める。

三九一 松林院方御恩注文

興福寺文書（お茶の水図書館成篋堂文庫所蔵）

〔『兵庫県史』史料編中七七〕

〔^{（原題）}松林院方御恩注文

大乘院〕

一 河口庄本帳分給主得分

（中略）

一 富松庄給主

一 武庫庄給主

（中略）

撰津国富松庄二十四石七斗 但此内八石二斗安位寺殿御分

撰津国武庫庄給主拾七町三反 請口二十五貫文大田

御塔供八町九反 請口十四石吹田方

（後略）

○年未詳のため、しばらくここに収める。

三九二 撰津国広徳寺田地目録 大徳寺文書

〔『兵庫県史』史料編中七七〕

〔^{（原題）}廣徳寺田地目録

廣徳寺田地目録

前田分 本役二斗五升代

四反ラサ 田所給 道法 孫五郎 二郎介
四反 一石一斗二升五合充反別 九郎五郎 寺家分

六反半 此内小八不、反別石代 一反太郎介 一反太郎三郎 一反半善秀
二反常円 一反七郎五郎

ウスワ田 三反六十歩 反別石代 一反小善秀 大大夫
此内半三十歩斗代

一反 一石二斗代 金樂寺 長洲河原者
免 一反六十歩 寺家分
五斗八升二合小二郎

延徳寺 通文寺方 無公事、毎年二百文、本
二反小 反別一石 二郎太郎 八出之、乱以来ハ不出

ハシツメ 番頭免 別所 弥五郎 堤料
一反 一石五斗代
ヨコタ 番頭免 同人 堤料
二反 二石三斗五升

東野 本役二斗代

公田 一石二斗 善秀
公田 公方ハ小也 高山
大 九斗 ハタケヤマ 此内三十歩ハ八幡田本役出之

二三 公方ハ一段小
二石五斗 衛門三郎 提料
〔長細〕
ナカス
此内三十歩ハ八幡田本役出之

新田

堤料 二石四斗八斗代 一反ハ善秀 一反ハ龜
一反ハ左近

野地

丸田 此内一反
二反小ハ堤料 四石 此外五升ハ堤料
寺前 百姓引之

知行坊 一石 善秀
知行坊 一石 同人

スミ田 一石 九郎五郎
三反 三石 衛門三郎
センソク 一石 同人

ハシツメ 一石 一二郎兵衛
ハシツメ 一石 平五郎
コサワ 一石 弥五郎

コサワ 一石 ナカス
コサワ 一石 弥五郎

西サキムシロノサ 一石 ナニハ二郎
西サキムシロノサ 一石 助六

西サキムシロノサ 一石 善秀 河原者
八幡後 一石 又三郎入道

大ツ、ミソエ カリワケ
大ツ、ミソエ カリワケ

西サキツ、ミソエ 一反 カリワケ小寺免
ハクカウケ 一反 東大寺免、本役
ヒラクロ 一石 四百廿二文
四反 四石本役反別一斗三升宛
西サキ井料 大廿五歩 年貢時ハ九斗
カリワケ 五升 二百五十文井料出之、靈照庵

四反 新免方 年貢五斗 作人 難波者
二反 新免方 年貢三斗 ナカス 平五郎

二反 新免方 年貢三斗 ナカス 兵衛九郎
二反 新免方 年貢六斗 塩井者 此内一反ハカクラ田、無公事

杭瀬 已上二町此マスハ野間ノ斗ニテ納之、
新大夫開 四反九十歩 年貢不定 作人四人 本役寺家納升二
本新田 二反半 年貢不定 藤衛門 悉皆一石 本役寺家納升三五斗

已上 畠分
ナカス 二反西 地子參貫二百文 善秀恩下行之、
同 面所含大、本役夏委出、
半東畠〔定斗〕年貢五斗 作人又五郎寺家納之、

三百文 助二郎 二百文 二郎四郎
屋敷地子

二百文 五郎二郎 二百文

常珍

一反 一斗三升代

小寺免

二百文 孫五郎 二百文

〇 二百文
〔備守〕
ヒモリ

卅歩 二斗代

八幡田靈照庵出之、
井料同前

四百文 〔追善〕
「寺家被管間免之、」 善秀 百文

大夫二郎大夫

一 年貢不定

小生嶋

百文 妙仙 百文

又五郎

一 年貢不定

野間

百文 八郎後家 二百文

イヲサキ

一 年貢二石余

大和田

二百文 道場 二百文

〔追善〕
「寺家被管間免之、」 柳助

一 年貢不定

野里

本役方

一丁三反大 此内小ハ不、二反ハ寄進、
二斗五升代、

前田

一 年貢二石計

松村方

一丁四反 一斗三升代

野地

〇年未詳のため、しばらくここに収める。

作人鳴尾掃部

四反 一斗代アケトリ

野地

一 斗代一石四升 長普寺
納升也、

野間

一反小 二斗代

東野

三九三 諸御領仏神事役等注文 九条家文書

六百六十六文 マサリ

東野

〔九条御領事状外題〕
「諸御領仏神事役等事」
〔兵庫県史〕史料編中世八

已上前田殿出之、

二反小 二斗五升代

通玄寺方

諸御領仏神事役等□□

一反 二斗五升代

金楽寺方

和泉国

一反 ハクカウケ 四百廿二文

東大寺方

(中略)

現住 〔柔佛邦歴〕
〔花押〕

摂津国

(中略)

生嶋庄

浜郷 富松郷

已上春日四季御八講料所ニ被宛置之、

中郷 大慈恩律寺ニ御寄附之間、無他役、

(後略)

○年未詳のため、しばらくここに収める。

三九四 近衛家所領目録

近衛家文書

〈『兵庫県史』史料編中世八〉

近衛殿御領所々

(中略)

摂州御当知行分

三宅内 十八貫文請切

水尾村 七貫文請切

五位庄 伊丹之内 橘御園 矢田免用途

穂積

近年御不知行分

山田村 本御位田

芥河之内 号原殿、

野間御位田 新免村 熊野田村

以上摂州之分也、

(後略)

○年未詳のため、しばらくここに収める。

三九五 通玄寺并曇華院領目録写 曇華院殿古文書

通玄寺并曇華院領目録事

駿河国須津庄

加賀国味智郷

同国嶋田保

摂津国潮江庄散在

同国難波村

播磨国福田保西条方

丹波国十瀬村

伊勢国小向庄

参河国設楽郷

近江国和尔庄内願成寺 并正智坊一類跡

同国伊香立教林坊一類跡

丹後国山田郷

已上

○年未詳のため、しばらくここに収める。

三九六 新五郎左衛門等連署状写 曇華院殿古文書

通玄寺殿様尾領地潮江庄田数事、拾参町分、自然従守護方

号国役配符など被入候ハ、此分候内余地旨申候而者、参

町斗可有候、彼此相加候而、拾六町程者、通玄寺殿様御領

候、從浄土寺殿式拾五町之由、被仰候なる、曾無之子細

候、百姓偽を申候旨被思食候者、以次田地を被踏せ候て、

可有御覽候、其時下地過分仁出来候者、百姓等如何様とも

可預御罪科候、万一下地同前二候ハ、廿五町之由、從御

申之方、以他所御弁候而、可被進候間、通玄寺殿様御為

可為目出候事候、就御不審粗注進申候、可然様御取合御披

露奉頼候、恐惶謹言、

九月八日

新五郎左衛門(花押)

与左衛門(花押)

太郎左衛門(花押)

進上 通玄寺殿様

御奉行中

○年未詳のため、しばらくここに収める。

三九七 津守氏昭記

〈『東京大学史料編纂所研究紀要』九

(前略)

九月二日巳、^(慶長三年) 眺看経如例、今日播州魚住并加良之下向、

自今在家浦乗船、自尼崎カチ、入夜着兵庫了、翌日三日、

魚住道願力許二付了、

(後略)

三九八 野地・前田段銭算用状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(八函二九号)

〔複製書〕
「タン」セン算用状寫 字円房へ遣し候ト云々」
東大文学部蔵書用紙カシ

野地・前田段銭御算用状事

合延^(四九)徳^(九)貳^(九)年^(九)戊

都合伍拾五貫文内 御請口定

七百五十五文 東野新堤足減少地、

一町四反代銭一貫五百十一文内

七百五十七文御本所七百五十五文

此方より分

五十三貫文 先度永院方以

進上申候、

一貫二百四十二文 只今上申候、

以上五十五貫文

右、御算用状如件、

明^(四九)応^(九)八年^(九)己未 六月十二日 能光

宗円坊 御中

三九九 摂津国浜郷年貢請口分引 大乘院文書

〔兵庫県史〕史料編中世七

〔表紙外題〕 摂州浜郷年貢請口分引 長享三年

春日社兼興福寺領摂津国手嶋之浜郷

請口 山問源三 無沙汰問答々々

是ハ鞍馬方參詣口召仕之、

二貫文 難波方ヨリ 当雜事

二貫文 直々

合十四貫

未進三十八貫也、

生島御庄浜郷 康暦元年内檢目錄事

合

見作田十七町六反 大内十二所免一反 堀申、

定田 十七町五反六十歩内

損田四丁二反小廿九歩

得田 十三町二反大卅一步内

公文給一丁 田所給五反 惣追補口給五反 〔補使〕

職事給一反 恩損借屋免一町三反小

残田 九町捌反小卅一步内

地頭給一町五反

定田 八丁三反小卅一步 五斗代

分米四十一名七斗八合 〔五〕

加徴米四石一斗七升八勺

定御米三十七石五斗三升七合二勺

右注進如件、

文明十六年辰 二十貫

〔此内〕^{〔毛〕} 倉庫川堤料二四个年之間可引云々、仍十七貫可沙汰也、

文明十七年巳 二十貫

子細同前、仍十七貫可沙汰也、

同 十八年丙午 二十貫 同

同

長享元年丁未 二十貫 同

同

以上四个年請口錢八十貫文也、此内廿二貫文者、

武庫川堤料引之、仍定可沙汰分事

六十八貫文也、此内請取分事

〔三月十九日〕 十貫文 岸田方ヨリ此内五貫ハ打口方ニ岸田立用

申公方分、五貫給人分、

是ハ方方二可返遣分也、

(二七七九)
(康濟元年)

十月 日

公文 判

延徳二年庚正月
五貫文 到来上洛方召仕之、

此内三貫文者、長享二年申歳分ニ相濟申候、

〔内給〕
薬師寺三郎左衛門尉長盛方条々 長享二年

申 長享二年戊申浜郷直納分 納所専重

申 二貫 福□院殿進 一貫専親
〔内給〕

申 一貫 専重請取十二月 六百寛行 六百両人
一貫社頭神馬代

酉 正月廿日 二貫五百給人中
五貫 専重取継 二貫難波方五百召仕、此二貫ハ亭作事方
下行、以別足遣難波

同三年己酉

酉 二貫 専重取継 四月三日

酉 二貫 専重取継 四月十七日

以上四貫之内 三貫唯識講方□
一貫 召仕

合申歳分且十二貫現納来ル、此外三貫行乘方ニアリ、

仍薬師寺三郎左衛門尉殿方ハ八十六貫請取状遣之

也、四月十八日

二貫文 十二月廿九日自行乘方専重納之、

一 給人者 四貫 寛行 三貫 専親

三貫 井上

十貫ハ公方分

被受候、
自三郎左衛門方尋申入子細在之間、同日御返事ニ
仰遣也、又当年分事御替ありて可被召之由、仰賢

同年分当納也、

二十貫文 十二月卅日ニ請取遣之了返事□ 此内一貫
文粉骨分ニ宗円ニ渡之受候、仍□

九貫五百文 公方、此内二貫ハ難波ニ給之、
正月十日 仰上

百文 春日

九貫五百文 給人方御支配 正月十日

三貫八百 寛行 二貫八百五十 春福引

二貫八百五十 実円 以上

延徳三年^辛十二月廿六日当納分、先日到来了、

二十貫 此内一貫宗円粉骨分ニ給候了、

九貫五百 公方

九貫五百 給人方御支配

一貫九百 寛行 一貫九百 同 藤賀方方、但
三百雜用以上

二貫八百五十 実円

二貫八百五十 春福
此内一貫五百五十、米九斗一升十二合器代立用也、堤中務方へ上り納米也、

以上

公方九貫五百文内 百文社頭 一貫五百〇方

明応元年依高塩、撰州在々所々無足也、

其請一也、引代種々問答候間三貫文進之了、

此外ハ無沙汰分ニテ置之了、無力次第也、

明応二年十二月十貫文沙汰事、年々儀□□

田地所務事無其隠候、東大寺領以下同前候、

此内支配半分定

五貫文 公方納 五百文 給宗円 百文 春日上了、

二貫 覚朝分、此内一貫藤賀

一貫五百 専親

一貫五百 春福 引

以上十貫也、十二月廿六日

明応三年分 守護反銭配分ニ三貫引之、以後ハ不可引之候、

一貫五百 実円 一貫五百 春福

二貫 当所 藤賀ニ渡候、

五貫 公方

以上

七貫 召之、

明応四年卯

十二貫文

明応四年

明応五年分 同六年正月廿日

十五貫文 到来 内十七貫文也、

一貫 宗円給也、

七貫 公方分

二貫百 実円 二貫百 春福

二貫八百 対馬公

明応六年分 七年二月到来 一連虫クヒ也、

五貫文

二貫五百 給人兩人 二貫五百 公方

明応七年正月十八日分

十貫文八年四月到来、此内一貫宗円ニ給之、残九貫文

四貫五百 公方分 一貫八百 堯性

一貫三百五十 宣明 一貫三百五十 春福

同九年 八年分四月十六日到来

四貫文此内二貫 公方

八百 堯性

六百 井上

六百 宣明

明応十年辛酉正月廿八日

七貫文且到来 此内廿九日支配

三貫五百 公方 此内一貫供師渡春成

一貫四百 堯性 一貫五十 春福 一貫五十 宣明

文龜元年辛酉十二月廿九日 ○二月二十九日改元

三貫文

『長享二年戊申^(納)浜郷年貢名主直識分 納所專重判

申 二貫文 一貫公方 社頭二進之、本夏祭口神馬料 一貫專親

申 五貫文 二貫五百 公方 此内二貫□□三〇之、 二貫五百 給人支配

西 二貫文 一貫未到来

申 二貫文 一貫納也、拾月三日

申 二貫 淨聖院請取名主罷上時也、

申 一貫 十二月

西 二貫 拾月十七日

合十二貫』

○『内は墨線で本文を抹消。

四〇〇 日与本興寺住職定状 本興寺文書

〔『本興寺文書』一〕

尼崎本興寺住持職事、鏡像院日盛、依堪器用、定其職畢、僧俗抽無二懇祈、見盛同心弘法、当流仏法可広宣流布也、仍而所定如件、

延徳三曆四月十九日 釈日与(花押)

本興寺役者中

四〇一 蔭涼軒日録

廿一日^(延徳三年正月) 早旦天陰不雨、往右馬頭殿宅白疏銘、奏者新見三

郎左衛門尉也、愚云、先日被遣赤松御馬乃下之、彼返事未有之、愚者迄毛畏悦本望不可過之、又昆陽寺庄事、京兆辺之事御意得可為簡要、此両条乍次白之、懇々披露珍重也、殊一昨日者自御私被告知、誠喜慰不過之云々、閑暇時分来訪所希也、疏銘事雖為何時被遊之者、此行者可參、可度給云々、新見云、来臨之由可白、愚云、定可為御寝、能々御白珍重、及婦、及婦就昆陽寺庄事遣太和入道宅一行書之、支目安命昌子書之、自納所寮贈齋二汁四菜・冷麵・中湯・五果、分齋与助公、麵乃三噲一童喫之、齋罷召出官昆陽寺庄支証案御判十通、施行遵行目録

寄進狀等十式通、田能村本支証十七通、目安一通、愚一行等度之云、得諸老之儀、往太和入道度之可伝愚命云々、

(後略)

四〇二 蔭涼軒日録

(延徳二年七月)

十六日、天快晴、齋前助侍者転位、瑞曇主転、後板齋罷前住金溪和尚来云、一夏無為退院珍重、不面之、午時往瑞春、昆陽寺庄重書可供葉室公一見之事、相集東班諸老談之、納所固監寺勸盃、茂叔・梅・棠・柏・丹・賢・昌・桂・藤与宴、々半予一人起座帰、蓋可調相府之用意也、乃剃頭、先命出官華監寺持重書箱、又五合三荷付之、往葉室公宅可待予云々、調相府、相公時御馬之庭騎御覽之、小笠原備前入道、伊勢守貞宗等祇候、還御、乃葉公来、予云、連日御成寺家珍重、一夏無為、是又珍重之由諸老皆来于当軒白之、等紳西堂真如寺坐公文御判被遊、往葉室公宅、相公時登愛山亭御納涼、葉公亦參侍、以故数刻待之、給孤庵宣書記在葉公宅、打話移尅、庄村云、葉公帰局接予、々入彼室開重書箱、自康応元年天山相公御寄進始之、終至田能村寄進狀、逐一読之、大概其所謂説破之、又田能村支証十七通亦一々奉見之、葉公曰、支

証炳焉也、予曰、天山相公御寄進以来百三年、当知行無相違、安養院所白者、文安元年慈照相公御十歲時、畠山徳本為職理不尽之成敗有之、徳本不例、寿法印勸葉有驗、於爰徳本曰、雖為何事可叶其望、彼寿法印被憑安養院乎、昆陽寺事有御裁許者為幸、徳本乃理不尽成敗、然間自寺家憑隅田佐渡入道雖致訴訟無承引、佐渡入道意見云、先可被致堪忍時刻有之、以故寺家謹堪忍、慈照相公天下之御成敗有之、及長祿二年天下諸寺院領悉御還付、此在所事最前有御還付、又及天下之大乱、諸寺院領或守護為兵糧料押之、或奉公衆押之、天下属無為之刻又悉御還付、当知行無相逢処、安養院只今致濫訴、畢竟御意得簡要也、得其意云々、出二千疋之折紙、為祝言進之云々、

(後略)

四〇三 蔭涼軒日録

(延徳二年七月)
廿三日 (中略)

往飯尾太和入道宅、奏者匹田備後守、二百疋折紙与之、宗勝入道对面、出官同途、昆陽寺庄支証御判以下廿式通、田能村本支証御判以下十七通、宗勝入通悉一覽曰、安養院目安所載皆先代之支証也、ツカイノ御沙汰二成条

非近日落居之儀、先支証事者可有御置其方、其時節重
可白入、当知行之上者不可有御急、予曰、可為御披露簡
要、右京兆為当院檀那之条白此子細、有御意得云々、宗
勝云尤簡要也、又神戸河尻事亦憑存云々、宗勝云、長野
雜掌在京堅可白付、無謂子細云々、往游初仲昨日折樽之
謝、他適云々、

(後略)

四〇四 法華堂衆等申状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(五函六九号)

南都東大寺法花堂衆等謹言上

沙汰涌出也

右摂州長洲庄野路・前田者、当堂開発本領。○執金剛神殿
重勲行不退之領知也、窺其往昔者、天平年中勅施入之地
而、文曆年中重被下院宣、○寺家別当宛文、為勲行等之
料所、○預所年貢取沙汰之処、当預所乾方請口、○今無沙
汰、或称都鄙之礼錢、毎々寄事於左右、土貢近年有名無実
之間、佛餉并日々勲行等忽可退転者也、然処於代官請口也、
云経為直無双之御沙汰云々、併預所猛惡之次第、趣□□訖、
所詮以御敬神之懇意、在限分、別格、自当年直仁被渡付、
当堂、鄭重之行法、佛供等無退転□御祈祷專一、不可如之

者也、然者弥御武運長久、御一門繁昌之懇念、增益不可存
懈怠、此等之趣、具被申達也、可畏存之由、粗言上如件、

延徳三年八月十六日

四〇五 法華堂衆書下土代

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(八函五四号)

(前欠)

算用状三貫文細河殿在国御礼分、

貳貫文反錢侘事御礼分、二貫文

三郎さ衛門方在陣礼楯以下二引之、

見状ニおはせり、いか、

一 八月大雨大風堤損たるニ引之ハ、於残候て

貳貫文斗の竿用状。返之了、礼送之、一錢のこらし庄家方より

より注進候時、書状なんと渡候わて、御存知の

時ハ先々も。あり、去年ハ、皆済あるへき然而

風聞共候て、只々如此事臨時以外次第可申候、

燈明仏餉諸勤行等悉略之。○且ハ悉以ノ勤仕ニ及バズ

候へ共、聊も[■]可[■]、仍憚ながら申[■]なり

天下の重事、且ハ寺社の滅亡、[○]旁

歎入候へく候、[■]言上如件、

法事再興御斗略あつかり、弥御運長久、

御祈祷可申候状如件、

延^(德)三年^辛八月日

法花堂衆等

長洲庄御代官

御宿所

四〇六 長洲莊算用状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(八函五三号)

延徳二^庚戌分長洲算用状トテ、

同三年^辛亥二月十一日、乾ヨリ出サル、分

一五貫六百四十文 東堤ノ修理分、毎年如此入内、

殊当年ハ六百四十文過分、

一三十余貫文 八月大雨大風、堤損タル修理引之、

兼日案内モナク只ニ引事、以外事、

一式貫文 ^(薬師寺長盛)三郎さ衛門在陣礼楯以下引之云々、

一三貫文 細川殿在国礼ニ引分云々、

一二貫文 細川殿在国アケ反銭之侘事ト云々、

五百文 禅幸忌日入之事、

七十五貫文請口

両度反銭未納六貫文ヨリ

四〇七 日与書状 本興寺文書

〔『本興寺文書』一〕

其方寺家事、自蓮心坊先度以書札申候つるに御返事趣委細承候、所詮及候儀、不可事行候之間、夏過者、愚僧可下候間、直に可申談候、其間事ハ皆々御堪忍候て、仏法再興之儀、被懸心候者、可為肝要候、恐惶謹言、

卯月廿六日

日与(花押)

久遠寺

僧檀方中

○延徳三年以前のため、しばらくここに収める。